



原  
本

裁 決

審査請求人

東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6階

法テラス東京法律事務所

上記代理人

弁護士 駒澤昭典

処分庁

八王子市福祉事務所長

審査請求人が平成24年4月4日に提起した保護申請却下決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対し平成24年2月29日付けでした保護申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成24年2月29日付けでした生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以

下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

第2 経緯（保護申請書、保護申請却下決定通知書、ケース記録票等による。）

- 1 処分庁は、平成21年2月25日、請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成21年6月10日付けで、稼働収入増加を理由に、廃止時期を平成21年5月1日として、請求人について保護の廃止を決定し、併せて請求人に対して過払い分の保護費（以下「返還金」という。）の返還を求めた（保護廃止決定通知書。八事生第7-26号）。
- 3 平成23年4月19日、請求人から処分庁に対して生活保護申請書が提出され、請求人は簡易宿泊所である \_\_\_\_\_ に緊急入所となった。
- 4 処分庁は、上記3の申請を受けて、請求人に対し、平成23年4月20日付けで、保護の開始日を平成23年4月19日として、法による保護を開始した。
- 5 請求人は、平成24年2月6日、アパート転宅を希望して八王子市福祉事務所に来所し、同日付けで、処分庁に対し、敷金等の支給を求める保護申請（アパート転宅費用）を行った（以下「本件申請」という。）。

処分庁は、同日、請求人から、\_\_\_\_\_での生活状況、病状、金銭管理状況、返還金の経過、今後の希望等について聞き取りを行った。

- 6 処分庁は、平成24年2月27日、所内の診断会議で本件申請についての検討を行い、同月29日付けで本件申請を却下することを決定し、「所内で診断会議を実施した結果、現状では、居宅生活ができるとは認められないため」との理由を付した通知書を請求人に交付した（保護申請却下決定通知書。23八事

生収第3315-6号。以下「本件処分通知書」という。)

### 第3 当庁の判断

1 本件処分は、請求人が、簡易宿泊所からアパートへの転宅を希望し、敷金等の支給を求める本件申請を行ったのに対し、請求人について、「居宅生活ができるとは認められない」ことを理由に行われている。

そこで、処分庁が、請求人について、「居宅生活ができるとは認められない」と判断したことに、違法又は不当な点がないか、以下検討する。

#### 2 法令等の定め

(1) 法1条は、法の目的として、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」を掲げている。

そして、住宅扶助について、法14条柱書は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる」と規定し、その一つとして同条1号は「住居」を挙げている。

(2) 法の解釈運用指針である「生活保護法の保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「本件局長通知」という。)では、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、…(中略)…家賃、間代、地代等を必要とする住居を確保するときは、…(中略)…必要な額を認めて差し支えないこと」(第7・4・(1)キ)としている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「本件課長通知」という。）第7の問78は、「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。」としている。

なお、本件局長通知及び本件課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「本件問答集」といい、本件局長通知、本件課長通知と併せて「本件関係通知等」という。）問7-107は、本件局長通知のいう「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点を具体的に示している（別紙参照）。

### 3 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、本件処分通知書によれば、処分庁が、請求人について、「現状では、居宅生活ができるとは認められない」と判断した具体的な判断事項として、以下のとおり記載されている。

(具体的な判断事項)

- ・ 計画的な金銭管理ができていない。
- ・ 対人関係において、約束事項を遵守する能力に疑問がある。
- ・ 家事、家庭管理における能力に疑問がある。

上記の記載からすれば、処分庁は、本件問答集の判断の視点における「基本的項目」のうち、「金銭管理」(本件問答集2・(1))、「対人関係」(同2・(6))、「家事、家庭管理」(同2・(3))を本件処分通知書に記載したものと解される。

#### ア 金銭管理について

処分庁の弁明書によると、「請求人に、生活状況、生活保護費の支出状況を尋ねたところ、…(中略)…保護費は全て消費してしまい、貯金はできていない…(中略)…請求人は保護費を携帯電話代や交通費など無駄に浪費してしまい、計画的な金銭の消費ができておらず」とあることから、処分庁は、請求人の携帯電話代や交通費の支出状況等をもって、請求人について、計画的な金銭の消費ができない(本件問答集2・(1)ア)と判断しているものと解される。

しかし、請求人の支出した携帯電話代や交通費の適否については、請求人が反論書で主張する、電話代はプリペイド携帯電話のリチャージ費用として8000円を要したものであり、その全額を月間の通話料として支出したのではないこと、就職活動でハローワークに行くために交通費を支出したことといった、携帯電話の通話状況や、交通費の用途等を具体的に検討し、その支出が請求人にとって必要やむを得ないものであったかどうかにより判断するのが相当であると解されるどころ、処分庁がそのような詳細な検討を行ったと認めるに足りる証拠はない。

そうすると、請求人の「金銭管理」(本件問答集2・(1))

の状況について、本件課長通知に沿って、「極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断」がなされたと認めることは困難であるといわざるを得ない。

イ 対人関係について

処分庁の弁明書によると、請求人が返還金の返還に応じないことは考慮せずに本件処分に至ったとの記載はあるものの、返還金に関連する事項のほかに、請求人の対人関係に関する具体的な記載がないことから、処分庁が、如何なる事実をもって請求人について「約束事項を遵守する能力に疑問がある」と判断したか明らかでない。

また、本件問答集では、「対人関係」（本件問答集2・(6)）として、「人とのコミュニケーションを図れるか」（同2・(6)ア）、「人に迷惑をかける行為をすることがないか」（同2・(6)イ）が挙げられているところ、本件処分通知書に記載されている「約束事項を遵守する能力に疑問がある」と、これらの項目との関連性も必ずしも明らかではない。

これらのことからすると、「対人関係」（本件問答集2・(6)）の項目において、本件処分通知書に記載されている理由をもって、請求人について、居宅生活ができるとは認められないと判断するに足りる事情があったと認めることは困難であるといわざるを得ない。

ウ 家事、家庭管理について

処分庁の弁明書によると、請求人は「宿泊所内で自炊などしていない」とあることから、処分庁は、「食事の支度ができるか」（本件問答集2・(3)ア）を検討した結果、請求人について、「家事、家庭管理における能力に疑問がある」との結論に至ったものと解される。

しかし、処分庁は、簡易宿泊所である \_\_\_\_\_ では、

請求人が用意する必要があるのは昼食だけであること、宿泊所内には十分な調理施設がないことを考慮せず、請求人が宿泊所内で自炊をしていないという事実のみをもって、「食事の支度ができるか」（本件問答集 2・(3)ア）どうかを判断しているものと解されるほか、「部屋を掃除、整理整頓できるか」（同 2・(3)イ）、「洗濯ができるか」（同 2・(3)ウ）について検討がなされた証拠はない。

これらのことからすると、「家事、家庭管理」（本件問答集 2・(3)）の項目について、本件課長通知に沿って、「極力判断材料の情報収集に努めて、慎重に判断」がなされたとは認めがたい。

上記ア、イ及びウからすると、処分庁が、請求人について、「居宅生活を行うことができるか否か」の判断事項としたと認められる「金銭管理」（本件問答集 2・(1)）、「家事、家庭管理」（同 2・(3)）、「対人関係」（同 2・(6)）の 3 項目について、本件課長通知に沿って、判断がなされたと認めることはできない。

(2) 以上のことからすると、処分庁が、請求人について、「居宅生活ができるか否かの判断」にあたり、本件関係通知等に沿って、判断材料の情報収集に努め、十分な検討を行い、総合的に判断したとは認められない。

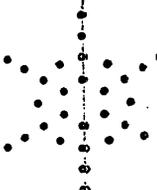
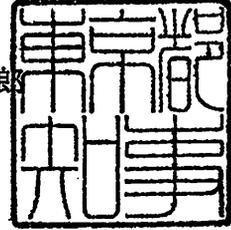
したがって、本件処分は、違法又は不当な処分として取消しを免れない。

#### 第 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法 40 条 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年9月10日

審査庁 東京都知事 石原慎太郎



(別紙) 居宅生活ができると認められる場合の判断の視点 [抄]

以下のような点について判断することとなると考えるが、これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができると判断すべきものではないので留意すること。

1. 面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況

2 基本的項目

(1) 金銭管理

ア 計画的な金銭の消費ができるか

(2) 健康管理

ア 病気に対し、きちんと療養することができるか

イ 服薬管理ができるか

ウ 規則正しい生活を送る習慣が身についているか

エ 栄養バランスを考慮した食事を探ることができるか

オ 病気療養のために断酒することができるか

(3) 家事、家庭管理

ア 食事の支度ができるか

イ 部屋を掃除、整理整頓できるか

ウ 洗濯ができるか

(4) 安全管理

ア 火の元の管理ができるか

イ 戸締まりができるか

(5) 身だしなみ

ア 外出時等きちんとした身なりをしているか

イ 定期的に入浴する習慣が身についているか

(6) 対人関係

ア 人とのコミュニケーションが図れるか

イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか